



認定集中治療関連臨床工学技士を取得

臨床工学部 清水重光さん・松本隼人さん

『認定集中治療関連臨床工学技士』を取得された、清水さん、松本さんにご寄稿いただきました



—臨床工学技士について—

臨床工学技士は医療機器の専門医療職です。病院内で、医師・看護師や各種の医療技術者とチームを組んで生命維持装置の操作などを担当しています。また、医療機器が何時でも安心して使用できるように保守・点検を行っており、安全性確保と有効性維持に貢献しています。

臨床工学技士の代表的な業務の一例は次のとおりです。

- ①呼吸治療業務(人工呼吸器が安全に使用されているか、また、装置に異常がないかなどを確認します。また人工呼吸器のメンテナンス・管理等も行います。)
- ②人工心肺業務(心臓手術の際、心臓や肺に代わる働きをする人工心肺装置の操作・管理を行います。)
- ③血液浄化業務(穿刺や人工透析装置の操作を行います。)
- ④手術室業務(手術室内の広範囲な医療機器の操作や内視鏡手術、ロボット手術の補助を行い、安全に手術が行えるよう機器の管理を行います。)
- ⑤集中治療業務(人工呼吸器や持続的血液浄化装置などの生命維持管理装置の操作や全分野の管理を行います。)

- ⑥心血管カテーテル業務(検査室内にある装置の操作を行います。緊急時には補助循環装置やペースメーカーなどの操作を行います。)
- ⑦高気圧酸素業務(装置の操作・管理を行います。)
- ⑧ペースメーカー/ICD 業務(ペースメーカー(PM)、植込み型除細動器(ICD)の管理や操作を行います。)
- ⑨内視鏡業務(検査や治療の介助・機器の保守管理を行います。)
- ⑩医療機器管理業務(医療機器を、安全に使用できるようにまた、機器の性能が維持できるように保守・点検を行います。)

—認定集中治療関連臨床工学技士を取得するまで—

松本:集中治療室での臨床工学技士の役割は生命維持管理装置をはじめとした医療機器の適正使用と安全管理ですが、人工呼吸器や血液浄化装置、補助循環装置など医療機器が多岐にわたるため、広く浅くなりがちな知識や技術取得に今でも苦勞しています。

そんな中、2020 年度に日本臨床工学技士会主催、第一回目の認定集中治療関連臨床工学技士認定試験が開催され、これまで培ってきた知識を確認する場としてとても良い

機会となりました。

昨今の高度な医療技術の進歩に伴い、医療機器の高度化・複雑化は一層進んでいく中で、集中治療チームの一員としての役割を理解し、チームそして患者さんにこれまで得た経験や知識を還元していけるようこれからも努力していきます。

無事に資格を取得することができたのも入社時からご指導頂いた皆様のおかげです。ありがとうございました。

—認定集中治療関連臨床工学技士をどのように活かしていくか—

清水:飯塚病院では特定集中治療管理料を 2014 年より取得しています。

特定集中治療管理料の施設基準のひとつとして「専任の臨床工学技士が常時院内に勤務している」という基準があり、貢献しています。

現在は日勤当直業務の条件として力量評価シートにて評価していますが、将来的にはこの資格を保有していることを条件に加えることで、力量の向上が期待できると思っています。また医療従事者の減少を見越して、医師の働き方改革を進めるタスク・シフト/シェアが話題となっており、今後専門臨床工学技士(仮)等の上級資格を取得し、さらに専門分野を追求し医療従事者の労働軽減にも関与できるよう教育、指導を推進していきたいと思っています。

